

# 令和元年度 決算報告

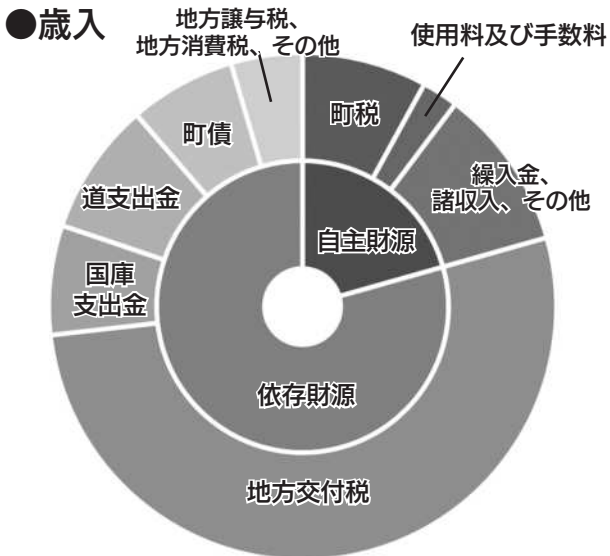
令和元年度の町の決算について、9月に行われた議会定例会で承認されました。  
町民の皆さまに納めていただいた町税や、国・道からの交付金などのように使われたのか、決算の状況を報告します。

## ▽一般会計決算の概要

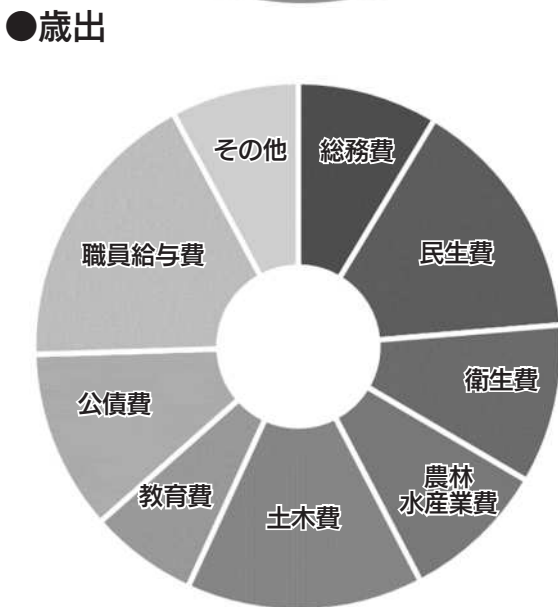
一般会計の歳入は32億5,077万6千円で、前年度に比べ1億5,364万4千円の増額(4.96%増)となりました。これは、町債や国・道支出金の増加によるものです。

歳出は31億4,295万4千円で前年度に比べ1億4,688万9千円の増額(4.90%増)となりました。これは、特別会計繰入金や元利償還金の増が主な要因となっています。

また、町民の皆さまに納めていただいた町税の総額は2億5,925万6千円で、歳入全体の8.0%となっています。一方、主な依存財源である地方交付税は17億958万9千円で歳入全体の52.6%を占めています。



| 区分               | 決算額          | 構成比    |
|------------------|--------------|--------|
| 自主財源             |              |        |
| ・町税              | 2億5,925万6千円  | 8.0%   |
| ・使用料及び手数料        | 7513万5千円     | 2.3%   |
| ・繰入金、諸収入、その他     | 3億3,586万4千円  | 10.3%  |
| 自主財源計            | 6億7,025万5千円  | 20.6%  |
| 依存財源             |              |        |
| ・地方交付税           | 17億9,589万9千円 | 52.6%  |
| ・国庫支出金           | 2億2,668万6千円  | 7.0%   |
| ・道支出金            | 2億7,512万2千円  | 8.5%   |
| ・町債              | 2億2,104万5千円  | 6.8%   |
| ・地方譲与税、地方消費税、その他 | 1億4,807万9千円  | 4.5%   |
| 依存財源計            | 25億8,052万1千円 | 79.4%  |
| 歳入合計             | 32億5,077万6千円 | 100.0% |



| 区分      | 決算額          | 構成比    |
|---------|--------------|--------|
| ・総務費    | 2億7,043万7千円  | 8.6%   |
| ・民生費    | 4億7,412万2千円  | 15.1%  |
| ・衛生費    | 3億6,844万1千円  | 9.8%   |
| ・農林水産業費 | 2億8,004万3千円  | 8.9%   |
| ・土木費    | 4億5,562万2千円  | 14.5%  |
| ・教育費    | 2億7,937万6千円  | 6.6%   |
| ・公債費    | 3億4,723万2千円  | 11.0%  |
| ・職員給与費  | 5億5,415万0千円  | 17.6%  |
| ・その他    | 2億4,657万1千円  | 7.9%   |
| 議会費     | 3365万1千円     | —      |
| 労働費     | 2万0千円        | —      |
| 商工費     | 5111万0千円     | —      |
| 消防費     | 1億5,538万3千円  | —      |
| 災害復旧費   | 640万7千円      | —      |
| 歳出合計    | 31億4,295万4千円 | 100.0% |

**歳入総額－歳出総額＝1億782万2千円(実質収支1億741万6千円)の黒字となりました。**

### ◎町税の内訳



### ■町民1人当たりが負担したお金

2億5,925万6千円 ÷ 2,723人 = 約9万5千円  
(町税: 上グラフ) (R2.3.31現在の人口)

### ■町民1人当たりに使われたお金

31億4,295万4千円 ÷ 2,723人 = 約115万4千円  
(歳出総額) (R2.3.31現在の人口)

## ▽特別会計の 決算状況

町の会計には、一般会計と区分して、特定の収入で支出をまかなう特別会計があります。

令和元年度の5つの特別会計の決算額は右記のとおりです。

| 区 分             | 歳 入         | 歳 出         | 差引収支     |
|-----------------|-------------|-------------|----------|
| 国民健康保険          | 3億8710万2千円  | 3億7700万1千円  | 1010万1千円 |
| 国民健康保険<br>診療所事業 | 5億 65万5千円   | 4億9145万6千円  | 919万9千円  |
| 後期高齢者医療         | 5180万8千円    | 5180万8千円    | 0千円      |
| 介護保険事業          | 5億4251万6千円  | 5億3541万6千円  | 710万0千円  |
| 公共下水道事業         | 2億9474万6千円  | 2億9241万5千円  | 233万1千円  |
| 合 計             | 17億7682万7千円 | 17億4809万6千円 | 2873万1千円 |

## ▽公営企業会計の 決算状況

公営企業会計は関係する法律の適用を受け、利用者からの利用料金等により事業を行う、公営企業の会計です。令和元年度の公営企業会計の決算額は右記のとおりです。

| 区 分        | 収 入   | 支 出        | 差 引        |             |
|------------|-------|------------|------------|-------------|
| 簡易<br>水道事業 | 収益的収支 | 1億8920万1千円 | 1億5243万1千円 | 3677万0千円    |
|            | 資本的収支 | 1億1478万4千円 | 2億3310万8千円 | ▲1億1832万4千円 |

●収益的収支…サービスの提供で発生する利用料等の収益と、サービスを提供するための費用の差引額。

●資本的収支…サービスの提供に必要な設備の拡充など資産の取得に必要な支出と、資産の取得に要する企業債などの収入の差引額。

※資本的収支の不足額は内部留保金などで補てんしています。

## ▽令和元年度 健全化判断比率と資金不足比率

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体において財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられています。

公表することとなるのは、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業に係る資金不足比率です。また、これらの比率が下記の基準を超える団体は、早期健全化計画あるいは財政再生計画の作成が義務付けられています。

愛別町の令和元年度決算における健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率は、いずれも国が定めた基準の範囲内となっています。健全化判断比率の状況については、下表のとおり、実質公債費比率は昨年度より

1.7ポイント増加し8.3%、将来負担比率は昨年度より5.4ポイント減少し12.3%となっています。また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び特別会計において実質収支額が黒字であることから、比率はありません。

このとおり、法律に基づく4つの指標につきましては、それぞれ基準を満たしておりませんが、依然として町債の残高や決算に占める公債費は高く、実質公債費比率や将来負担比率についても高水準であり、厳しい財政状況であるといえます。今後とも引き続き、持続可能な健全財政の確立に努めて参ります。

### ▼健全化判断比率

| 区 分      | H29年度比率 | H30年度比率 | R元年度比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —       | —       | —      | 15.0%   | 20.0%  |
| 連結実質赤字比率 | —       | —       | —      | 20.0%   | 30.0%  |
| 実質公債費比率  | 5.7%    | 6.6%    | 8.3%   | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 11.7%   | 17.7%   | 12.3%  | 350.0%  | —      |

### ▼公営企業に係る資金不足比率

| 区 分         | H29年度比率 | H30年度比率 | R元年度比率 | 経営健全化基準 |
|-------------|---------|---------|--------|---------|
| 簡易水道事業特別会計  | —       | —       | —      | 20.0%   |
| 公共下水道事業特別会計 | —       | —       | —      | 20.0%   |